

一般廃棄物処理基本計画について

1 一般廃棄物処理基本計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物の適正処理の推進を図るための基本方針として策定するもの。

この計画は、10年から15年の長期計画として、概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定的前提条件に大きな変動があった場合には、随時見直しをすることが適当とされています。

2 改訂の目的について

現行の第6次川口市一般廃棄物処理基本計画は、平成25年3月に改訂されたもので、それから5年以上が経過し、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチック資源循環戦略」等が策定されるなど、廃棄物を取り巻く情勢の変化や、本市の廃棄物の現状及び推移等を踏まえ、第6次川口市一般廃棄物処理基本計画の各項目全般を見直し改訂するもの。